

○周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）

（下線部分は変更部分）  
（二重下線部分は二次業務）

変 更 案				現 行			
第1 総則 1～8 （略）				第1 総則 1～8 （略）			
第2 周波数割当表 1～7 （略）				第2 周波数割当表 1～7 （略）			
第1表 （略）				第1表 （略）			
第2表 27.5MHz～10000MHz				第2表 27.5MHz～10000MHz			
国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	国内分配 (MHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1455.35-1475.9 J67	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1455.35-1462.9MHz帯に限る。	1455.35-1475.9 J67	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1455.35-1462.9MHz帯に限る。
	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。		移動 <u>J108</u>	電気通信業務用 <u>一般業務用</u>	<u>電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。一般業務用での使用はデジタルMCA陸上移動通信用とし、割当ては1455.35-1465MHz帯に限るものとし、1503.35-1513MHz帯と対の二周波方式に限る。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
1503.35-1518 J67 J94	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1503.35-1510.9MHz帯に限る。	1503.35-1518 J67 J94	固定	電気通信業務用	エントランス回線用とし、割当ては1503.35-1510.9MHz帯に限る。
	移動	電気通信業務用	携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。		移動 <u>J108</u>	電気通信業務用 <u>一般業務用</u>	<u>電気通信業務用での使用は携帯無線通信用とし、割当ては別表10-2による。一般業務用での使用はデジタルMCA陸上移動通信用とし、割当ては1503.35-1513MHz帯に限るものとし、1455.35-1465MHz帯と対の二周波方式に限る。</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第3表 10GHz—275GHz

国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)	(略)
71-74	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 <b>放送事業用</b> 一般業務用	
	固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
74-76 J282	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 <b>放送事業用</b> 一般業務用	
	固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
	放送 J15 放送衛星 J15	放送用	
	<u>宇宙研究</u> (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)
81-84 J36 J281	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 <b>放送事業用</b> 一般業務用	
	固定衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	
	電波天文		
	<u>宇宙研究</u> (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	

第3表 10GHz—275GHz

国内分配 (GHz) (4)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)	(略)
71-74	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	固定衛星 (宇宙から地球) 移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
74-76 J282	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	固定衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
	放送 J15 放送衛星 J15	放送用	
	<u>宇宙研究</u> (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	
(略)	(略)	(略)	(略)
81-84 J36 J281	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	固定衛星 (地球から宇宙) 移動衛星 (地球から宇宙)	電気通信業務用 公共業務用	
	電波天文		
	<u>宇宙研究</u> (宇宙から地球)	公共業務用 一般業務用	

84-86 J36	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 <u>放送事業用</u> 一般業務用	
	固定衛星 (地球から 宇宙) J283	放送事業用	
	電波天文		
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1～J107 (略)

J108 (未使用)

J109～J295 (略)

別表 1～11-3 (略)

国際周波数分配の脚注 (略)

第 3・第 4 (略)

84-86 J36	固定 移動	電気通信業務用 公共業務用 一般業務用	
	固定衛星 (地球から 宇宙) J283	放送事業用	
	電波天文		
(略)	(略)	(略)	(略)

国内周波数分配の脚注

J1～J107 (略)

J108

北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域においては、電気通信業務用とする。その他の総合通信局の管轄区域においては、2014年3月31日までは一般業務用とし、2014年4月1日からは電気通信業務用とする。

J109～J295 (略)

別表 1～11-3 (略)

国際周波数分配の脚注 (略)

第 3・第 4 (略)